

平成14年6月05日〔水〕第2号



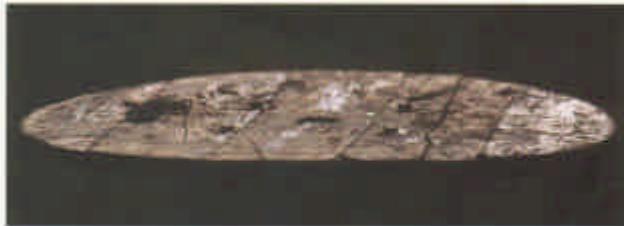
最北ねっと

THE MOTTOMO-KITA NET

稚内海上保安部
 〒097-0023 稚内市開運2丁目2番1号
 TEL 0162-22-0118
 FAX 0162-29-2007
 e-mail wakkanai-kanri@kaiho.mlit.go.jp
 hp-add <http://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/wakkanai/>

安全で 明るく 美しい海をめざして ~特集号~

【未来に残そう 青い海】



高山幸一作品集
物からのメッセージ

誰かにけとばされ、車にふまれペシャンコになっている空カン。彼はいう“私の役目は終わった、誰も私を必要とはしていない”だが、意味なく捨てられているあなたが・・・。(捨てられた空カンから抜粋)

海洋環境図画コンクール、作品を募集中!

6月は環境省が主唱する『環境月間』です。

稚内海上保安部では、6月1日(土)～6月30日(日)までの間、《海洋環境保全推進活動》を展開します。活動の一環として、“環境”の世紀を担う子供たちを対象に、「海洋環境の保全」をテーマとした『図画』を募集しております。

募集期間：平成14年6月1日～9月30日まで

応募対象者：小学生と中学生

その他：図画の大きさは、6号(410x318mm)又はA3(420x297mm)程度で、スタイルは自由です。

詳しくは、『稚内海上保安部』におたずね下さい。



(平成13年、稚内市立西小学校3年「有馬 志織」さんの受賞作品)

海洋環境保全の推進や指導・啓発の活動

海洋環境の保全活動

稚内港などに入港する国内外の各種船舶には、船内活動で生じた廃棄物、船底に溜まった油性混合物、残存有害液体物質などの適正処理がなされているか。海事・漁業関係者の方々には、廃棄物の不法投棄の防止や適正処理について、それぞれ指導を行い、海洋環境の保全活動に当たります。

海浜・海岸での一般・産業廃棄物の不法投棄や放置船舶、廃船が全国的に増えております。廃船を発見した場合は、「**廃船指導票**」をはりつけ、追跡調査などを行い、投棄した者に適正な処理を求めることとします。



(平成12年11月、オホーツク海浜海岸ホタテ貝殻の不法投棄)

環境月間水質合同パトロールの実施

6月19日(水)午後1時から、宗谷支庁環境生活課、北海道稚内保健所試験検査課、稚内市環境衛生課と稚内海上保安部警備救難課の職員が連携し、管内水産加工場の水質汚濁調査などの合同パトロールを実施します。



(財)海上保安協会稚内支部

道北地区沿岸海域排出油防除協議会

海の事件・事故は局番なしの【118番】